

## 千葉県内での獣医療法第3条に係る届出様式が一部変更になりました

先般、獣医療法第3条に係る届出書等の様式が一部変更になりましたので、お知らせします。

### 【主な変更点】

- X線装置に係る届出書が廃止になりました  
⇒飼育動物診療施設の「開設届」「変更届」等での手続きとなります
- 獣医師免許証の写しについて、裏書き等が不要になりました  
⇒届出内容に虚偽があった場合は、届出者（開設者）が獣医療法の規定による罰則の対象になり、また獣医師免許証を偽造した場合は、刑法上の有印公文書偽造罪・有印私文書偽造罪の対象となりますので、厳正に対処します。引き続き、獣医師免許証の確認は開設者、管理獣医師の責任で確実に行ってください。

最新の届出様式は千葉県HPからダウンロードできます

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu3.html>



### 診療施設に関する届出事項に変更はありませんか？

開設時の届出事項に変更があった場合には、10日以内に変更届出書を提出することが獣医療法第3条で義務づけられています。

以下の事項に変更があった場合は、西部家畜保健衛生所まで変更届出書等を提出してください。

- ① 開設者の氏名及び住所
- ② 診療施設の名称
- ③ 診療施設の構造設備の概要及び平面図
- ④ 管理獣医師の氏名及び住所
- ⑤ **診療の業務を行う獣医師の氏名**
- ⑥ 診療の業務の種類
- ⑦ 定款の変更（開設者が法人である場合）